

# 北海道後志総合振興局職員の副業について

北海道職員は、地域活性化や社会的課題の解決に寄与する公共性の高い地域・社会貢献活動に対して、**副業**を行うことができます。

この度、後志総合振興局では、倶知安観光協会及びニセコリゾート観光協会から要望を受け、本エリアで行われる「**観光業**（飲食業、宿泊業など）」について、「公共性の高い地域・社会貢献活動」と位置づけ、職員が観光業において、副業しやすい環境づくりを進めています。

職員を受け入れたい要望があれば、お気軽にお問い合わせください。

## < 振興局職員の受入手続 >



※ 振興局が行っている無料職業紹介所です。  
詳しくはコチラ→



Q

副業させられる時間数に制限はありますか。

A

あります。一人当たりの活動時間は、次のとおりです。

通常勤務日

1週間

1ヶ月

3時間以下

8時間以下

30時間以下

Q

求人を掲載すれば、必ず振興局職員が働きに来てくれますか。

A

必ずとは限りません。

振興局は、職員に副業可能な事業者様をお知らせするだけであり、申し込むか否かは職員個人の判断となります。

Q 「観光業」とは、具体的にどのような企業を指しますか。

A 倶知安観光協会またはニセコリゾート観光協会に参画している事業者様で、主として観光客を対象に、飲食、宿泊、見学、体験等のサービスを提供する事業者様を指します。

該当するか否かは、  
お気軽にお問合せください！

Q 雇用契約や保険の手続きなどは、どのように行えば良いですか。

A 事業者様と職員個人との間で行っていただきます。

労災保険等は、雇用する企業様において加入手続きを行う必要がありますので、留意ください。

**詳細が気になる事業者様、求人を掲出したい事業者様は、  
お気軽にお問い合わせください！**

< 問合せ先 >

北海道後志総合振興局地域政策課 担当：大西・小森

TEL：0136-23-1341

E-MAIL：[shiribeshi.shiribeshi1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:shiribeshi.shiribeshi1@pref.hokkaido.lg.jp)

ShiriBeshi

